

第2章 集落景観の形成

第1節 伊香郡のなかの菅並集落

1. 概要

伊香郡^{い か ぐん}は近江国最北部に位置し、古代から近世においては、北は越前国南条郡・敦賀郡、東は美濃国池田郡、南は近江国浅井郡、西は近江国高島郡に接していた。明治30年(1897)に西浅井郡を合併し、平成22年(2010)に長浜市と合併するまで存続した。西浅井郡は明治12年(1879)に、浅井郡を東西に分けて成立した郡であった。

伊香郡の北部から中部は、南東の伊吹山地に連なる高山で、これら山地に発する高時川(丹生谷)・余呉川(片岡地域)が旧伊香郡域を流れ、旧西浅井郡域は大川(塩津大川)・大浦川が同様に流れる。いずれも南流し、下流域には伊香郡条里が展開する平野が広がる。

郡内には、昭和29年から30年(1954～55)にかけて、木之本町、高月町、余呉村、西浅井村が成立し、昭和46年(1971)から、余呉村、西浅井村とも町制施行し、余呉町、西浅井町となったが、平成22年(2010)に4つの町はすべて長浜市と合併し、行政地名として伊香郡は消滅している。

2. 伊香郡の原始・古代

縄文時代の遺跡である余呉湖底遺跡・桜内遺跡(旧余呉町)、川合遺跡・古橋遺跡(旧木之本町)など、すべて山麓の遺跡群で狩猟採集文化があったと見られる。弥生時代の遺跡は、高月南遺跡、横山遺跡(旧高月町)などが平野に展開し、水田耕作が成立していた。古墳時代には、初期から終末期に至るまでの132基の古墳からなる国指定史跡の古保利古墳群や、物部古墳群、湧出山古墳群があり、旧高月町域を中心に古墳が多く点在する。これらの古墳は、旧高月町に「物部」の地名が残るところから、5世紀末から6世紀中期まで大和政権において優勢であった物部氏との関連を指摘する説もある。

また、古代からの湖上を含む交通の要地であったことは、『万葉集』に京都から北陸へ行く途中の歌などに「伊香胡山」が詠み込まれ、『梁塵秘抄』に歌枕として「伊香具野」が見える所から知られる。また、古代における繁栄は式内社の数においても言える。近江国の中では最も多く46座で、全国的に見ても大和国高市郡の54座、伊勢国度会郡の58座、同多



図 2-1-1 菅並集落および周辺集落の位置
(※廃村集落は () で示した)

気郡 52 座、出雲国意宇郡 48 座、同出雲郡 58 座に次ぎ、これらの国郡に見られる大王家（朝廷）との深いつながりが想定される。

旧木之本町の東部山地の己高山^{こだかみやま}は、行基・泰澄・最澄との関わりを示す仏教文化圏を形成したことで知られる。奈良時代末までさかのぼると見られる木心乾漆像も残り、最澄の天台宗の影響が及ぶ前は、南都や白山の宗教者の活躍があったと考えられる。また、余呉町坂口の菅山寺は、菅原道真伝承を伝え、古代から存在したと見られる。江戸時代以降、伊香郡の中心都市となる木之本の町には、浄信寺がある。鎌倉仏教の時宗寺院であるが、寺自体は古代以来の由緒があり、古くから北国街道を門前町とする形で存続していたと見られる。

郡内の郷は、『倭名抄』によれば、柏原、安曇、遠佐、楊野、余呉、片岡、伊香、大社の 8 郷をあげる。「伊香郡」の読みは、同書に「伊加古」と表記するので「いかご」であろう。菅並村を含む丹生谷が、どの郷に属したか判然としないが、中世の余呉庄が、古代の余呉郷の遺名と見れば、余呉郷に属したとするのが妥当だろう。

3. 中世の伊香郡－富永庄と伊香庄－

中世には伊香郡内に、南から富永庄・伊香庄・余呉庄の 3 つの庄園が成立した。最も南の旧高月町域に富永庄が成立した。富永庄は、比叡山領で、領家は室町時代には妙法院門跡であったが、もともとの同門跡領ではなく、有力な門跡に相伝されていく「渡領」で、時によって山門内の別の門跡領であった可能性もある。同庄の鎮守として勧請されたのが井口日吉神社で、同庄の比叡山による経営に関する文書が多く残る。その庄域は、旧高月町の全域と、旧木之本町の南部（石道、小山、田部等）を含む可能性がある。富永庄の初見は、現在も高月町井口の日吉神社にある梵鐘銘で、寛喜 3 年（1231）3 月 4 日に「富永御庄円満寺」の梵鐘として鑄造されたとあることから、同庄が 13 世紀半ばには成立していたことが知られる。

また、同社に残った「井口日吉神社文書」からはこの富永庄の中世の状況が見て取れる。本文書によれば、富永庄には院（皇位を退いた上皇が、政務を天皇に代わり行った者）の「召次」の所領も存在したようである。「召次」は、院の雑事を務め、時刻を告げたり、院の行幸に従ったりした下級職員である。石清水八幡宮領だった坂田郡細江庄にあった摂関家の「大番」領と同等のものであろう。「大番」領を給せられる「大番舍人」も、摂関家の下級役人である。

富永庄には領家となった僧、山門の勧請衆、山門使節などがいたことから、現地の惣政所（公文所）・中司（預所）に命が下される複数の支配系統があったことが知られている。さらに、富永庄は同じ国内の栗見庄・木津庄と共に「三箇庄聖供」と呼ばれ、比叡山へ聖供米・大豆供米を貢納する庄園と位置づけられていたが、その中でも「聖供領随一」と目されていたようである。この富永庄域についても、14 世紀から土豪の伸張が見られ、井口氏・三田村氏・渡岸寺氏・柏原氏・磯野氏・小山氏などの動向が知られる。また戦国時代には庄園支配がこの土豪たちの盟主である浅井氏によって侵される事態も生じたようである。

伊香庄は、富永庄の北にあたる旧木之本町域に成立し、基本的には皇室領庄園として相伝

された。正安2年(1300)に室町院暉子内親王が死去した時、持明院統に譲与された「室町院御領目録」の「六条院殿」のなかに本庄(伊香庄)の名前が見え、一方で嘉元4年(1306)の「昭慶門院御領目録」の「浄金剛院領」としても本庄の名があり、大覚寺統の庄園としても相伝された部分もあったと見られる。両者が在地において如何に中分されていたかは不明である。さらに、建長2年(1250)の九条道家処分状によると、一条実経に譲与した分に「近江国伊香古庄」とある。これも本庄と推察されるが、皇室と共に九条家との関与も推察される。

中世文書には「黒田郷」・「古橋郷」などの庄内の郷村名も表れるが、永和4年(1378)の京極高秀遵行状(妙心寺文書)には「近江國中莊内黒田郷」とあり、伊香庄は「伊香中庄」「中庄」と、地元では呼ばれていたようである。これは、伊香郡中の南にある富永庄と、北にある余呉庄との中間(中)にある庄園という意味であろう。

4. 中世の伊香郡—余呉庄の領主と在地—

余呉庄は旧余呉町域に成立した庄園で、菅並村もこの庄園に含まれる。史料は14世紀中頃からしかなく、それ以前の中央での伝領関係などは不明である。文和元年(1353)10月、足利義詮袖判下文(佐々木文書)により、佐々木導誉が余呉庄地頭職に補任され、以後、代々佐々木京極氏が地頭職を安堵されている。同下文によれば、本庄(余呉庄)は要害の地であると述べられている。これは、近江国と越前国を繋ぐ交通上、本庄が重要な場所であったことを示していると言えよう。応永3年(1396)4月17日、坂田郡下坂中村(長浜市下坂中町)の土豪下坂豊前守は、北近江の守護京極高詮から本庄内の菅並・八戸の地を恩賞として与えられている(下坂家文書)。これも、本庄が京極家の所領だったことを示している。

永和3年(1377)の散位成顕契約状案(佐々木文書)によれば、本庄の領家方は大炊御門家であったようである。ここでは庄内下郷が領家方へ差し戻されたので訴訟を中止するとあるが、領家方が菅並村を含む高時川流域の丹生郷、地頭方が余呉川流域の片岡郷との推測もある。永和5年(1379)3月に金蓮寺祖光は、同寺領の半分を西山地蔵院に寄進しているが、その中に庄内の丹生村・菅並村が入っていた。片岡郷については、暦応3年(1340)前後に京都法勝寺領であったことが知られている(広橋家文書)。

また、庄内の売券等の研究から、中世後期にいたっても、余呉庄に「名(みょう)」という年貢収納単位が、村落共同体である郷村とは別に存在したことが知られている(上丹生神社文書・下丹生神社文書)。たとえば、15・16世紀の上丹生村・下丹生村には、重友名・末遠名・延安名・国守名・重兼名・国貞名・貞国名・刀祢名と8名が確認される。「名」内の耕地は上・下丹生村内で散在するが、鎌倉時代まで続いた庄園内の区域名である「名」との関連は不明である。これらは丹生郷のなかに成立した上丹生村、下丹生村という村落共同体とは別で、さらに村内に成立した田中、橋本などの組(小村)名とも別体系の「まとまり」と考えられる。菅並村や余呉川沿いの片岡郷でも同じ時代、「名」の存在が確認される(横山三太夫家文書・東野家文書)。なお、上丹生村は江戸時代、橋本・重友・西村・田中・井口・

上方・摺墨の6組（小村）からなっていた。

5. 近世の伊香郡

江戸時代の伊香郡は、彦根藩領や、国外の大名領、幕府直轄領、それに郡内の寺社領などに分割された。旧余呉町域は彦根藩領、下総国古河藩（藩主土井氏）が江戸初期は多かった。彦根藩領は幕末まで変化のない村が多く、下総古河藩領は、江戸中期には駿河国田中藩領（藩主土屋氏）に替わっていく。さらに、幕末には大津代官所支配の幕府直轄領となる。菅並村も後者の変遷をたどっている。ちなみに、旧高月町域は彦根藩領・淀藩領などが多く、旧木之本町域は彦根藩領が多くを占めた。旧西浅井町域は豊橋藩領・膳所藩領・大和郡山藩領などが混在していた。寺社領としては、木之本村の浄信寺領、菅並村の洞壽院領があった。

関ヶ原合戦後の慶長7年（1602）になると、徳川家による近江国総検地が行われている。伊香郡は小堀遠州の父親である小堀正次が検地を担当し、その検地帳が多く残っている。慶長7年（1602）9月7日の小堀正次書状（浄信寺文書）によれば、「すかなみ」の寺の30石を、菅並村の石高から引いて計算するよう彦坂光正に命じている。この「すかなみ」の寺の分は、同村の洞壽院の朱印地として江戸時代を通して認められた。本書からも、丹生谷の検地に、小堀正次や彦坂光正ら徳川家の代官が関与していたことが明らかである。

上丹生村では延宝元年（1637）に270石余が年貢で、その村高に対する比率は55.65%で、その他に小物成として綿・芋・薪・炭などの小物成46石が課せられている。山村であるにも関わらず、年貢米が村高の半分以上に及ぶ。その結果、余呉川沿いの柳ヶ瀬村・椿坂村、高時川沿いの大見村・下丹生村・上丹生村・菅並村などでは年貢上納の後、隣村から米を買う必要があり、特に飢饉の時には苦しんだという。当時幕府直轄領だった大見村以北の村々は、天保の飢饉に際して、近くの彦根藩領の村々が米を売らなくなったので、大津代官所へ訴えて、同じ幕府直轄領である雨森村・井口村・宇根村などの村から米を買えるようにして欲しいと嘆願している。

また、伊香郡は豪雪地帯として知られ、丹生谷の積雪は想像を絶するものである。上丹生村太郎次郎家に残った、文政9年（1826）1月の大津代官所への願書は、菅並村他5か村（小原村・田戸村・鷺見村・尾羽梨村・針川村）の庄屋・年寄・百姓代が、前年11月25日から12月18日までの大雪の被害で、桑木などが痛み養蚕業ができず、林業も出来かねる状態であるため、御救米（領主からの支援米）等を支出して欲しいと訴えている。積雪は前年12月19日に菅並村では1丈6尺（約485cm）におよび、1月の段階では7尺（約212cm）であったという。

伊香郡内は生産をめぐる争いが、北部は主に山論として、南部は高時川の田地用水をめぐる水論として激しかった。山論としては、余呉川沿いの片岡郷において、東野村・池原村・国安村・今市村の上郷4か村と、小谷村・柳ヶ瀬村・椿坂村の山家3か村とで、東野村から国境ノミ峠の山林をめぐり、室町時代から元禄年間（1688～1704）まで何回となく争っている。また、坂口村の菅山寺は、隣村の黒田村に山林を貸していたが、慶長7年（1602）に

坂口村の若者が盗伐に入ったので後者の庄屋が詫言状を出している。以後も、黒田村の貸借に関わる争いが続いた。

丹生谷上流の小原村・田戸村・鷺見村・尾羽梨村・針川村の5か村は、木を切り倒して高時川に流し、上丹生村で炭を焼き、天正年間（1573～92）から炭料を上丹生村へ納めることになっていた。上丹生村では、炭を同村の産出として小物成を領主に納めていたが、その額は延宝3年（1675）の市岡利右衛門が幕府代官の頃から5石5升5合余と決められていた。しかし、寛政年間（1789～1801）の初め頃から5か村が炭料を払わなくなったことで訴訟となっている。この訴訟は、菅並村を含む丹生谷での炭生産の活況を物語っている。

平野部の旧木之本町・旧高月町域では、浅井郡の小谷城膝下を灌漑する餅ノ井と、伊香郡の大井・下井の争いが近世を通して絶えなかった。「餅ノ井落し」の慣行があり、これは浅井郡を灌漑する餅ノ井が、伊香郡域を灌漑する大井・下井の上流に井堰を構えることが原因であった。寛永8年（1681）には「餅ノ井」側が、弓・槍・鉄砲で伊香郡の村人を追い散らす事件があった。その他にも、正保4年（1647）、元禄6年（1693）、正徳4年（1714）などに、負傷者をともなう激しい水論の記録がある。

6. 近代の伊香郡

近代に入ると、行政組織は、近江国全体に共通して、大区小区制や連合戸長役場制など、複雑な変遷をたどったが、明治22年（1889）には町村制が敷かれ、郡内各地には昭和29年（1957）前後まで存続する明治の村が成立し、旧余呉町域には、余呉村・丹生村・片岡村の3か村が成立する。そのうち菅並集落は丹生村に所属する形になった。旧木之本町域には杉野村・高時村・伊香具村・木之本村の4か村、旧高月町域には北富永村、南富永村、古保利村、七郷村の4か村、それに旧西浅井町域には塩津村・永原村の2か村が、この時に成立した。

紙幅の都合上、近代については旧余呉町域の丹生谷のみについて述べる。大正中期までは人口の増加が見られたが、その後横ばいから減少に転じ、現在に至っている。これは、山村の生産性の低さにより、他地域へ人口が流出した結果で、昭和30年（1955）頃で丹生村では1,700人余り、余呉町全体でも6,700人余りとなっている。丹生村は山地に囲まれていることから、明治11年（1878）には林業が盛んであった。この林業の産物としては炭が主で、その産量は菅並村の68,400貫が最多であり、丹生村全体で総計約200,000貫を産出していた。これは、江戸時代よりも増している状況で、売り先は中之郷村・木之本村、それに飯浦村から大津方面にも回漕されていた。その他の産物としては、鷺見村・奥川並村・小原村の木籠（小原籠）生産、田戸村と菅並村の楮皮（紙の原料）生産、摺墨村の木材および柴薪などがある。

伊香郡内の旧木之本町、旧高月町、それに旧西浅井町が農業中心で、養蚕業を副業とする傾向が強いのに対し、丹生谷あるいは旧余呉町域は、炭焼きや楮皮を中心とした林業が盛んであったのが特徴である。

第2節 菅並集落の歴史

第1項 原始～古代

長浜市の旧余呉町は滋賀県の最北部に位置し、東と北で岐阜県と福井県に接する。旧余呉町域の中ほどに活断層の柳ヶ瀬断層があり、これによって南北に2つの構造谷が形成されている。

菅並集落を含む丹生谷は、旧余呉町の北東部の山間部に位置する（図2-1-1）。この山間部を流れる高時川の集水域は広く、流路は著しく蛇行している。山間部を抜けて旧余呉町域の平野部に至ると高時川の蛇行も減り、余呉川と並行して流れている。

高時川が造り出した旧余呉町域の段丘は、12～13万年前に形成され、そのうち、菅並集落周辺は、5～8万年前に形成された高位段丘が発達している。この高時川が形成した高位段丘上では、菅並集落より南東に位置する古橋や川合集落（旧木之本町）に縄文時代中期（約4000～5000年前）の遺跡が展開し、これよりも早い縄文時代早期の遺跡は、旧余呉町域北部にあたる標高約150mの丘陵の谷間にある坂口遺跡で、縄文土器が採集されていることから存在は確認されている。旧余呉町域南部にある余呉湖周辺では、余呉湖湖底遺跡がある。

弥生時代になると、旧余呉町域の山側にあたる下丹生集落と上丹生集落には高時川沿いの谷底平野部に集落が形成されるようになる（図2-2-1）。菅並集落よりも南にある下丹生遺跡が現在の下丹生集落の南の谷や高時川右岸に展開する。下丹生集落から北上すると、上丹生集落手前に古墳時代の生産遺跡である末遠遺跡が高時川左岸に展開する。古墳時代の遺跡については、上丹生集落を北上したところに、高木塚古墳・保根七塚古墳群と遺跡が展開する。さらに北上したところにある菅並集落には、六所神社の裏山に稲荷山古墳が築かれている。また、菅並集落から北上すると、高時川流域の山に田戸南古墳・田戸古墳が築かれている。

菅並集落には、奈良時代のこいち谷寺遺跡が確認されており、社寺があったとされている。だんじゅく塚古墳は、時代など詳細は不明だが、地元では「だんじゅく（大將軍）」と呼び、五輪塔などがあり、地域の中心部に位置する。

菅並集落より北側の小原では、鎌倉時代の城館跡である白子王子屋敷遺跡があり、鷺見には洞窟跡の岩屋神社遺跡がある。

菅並集落を含む丹生谷では、弥生時代から集落が形成され、山間部で人びとが生活を営んでいたことが遺跡から確認できる。

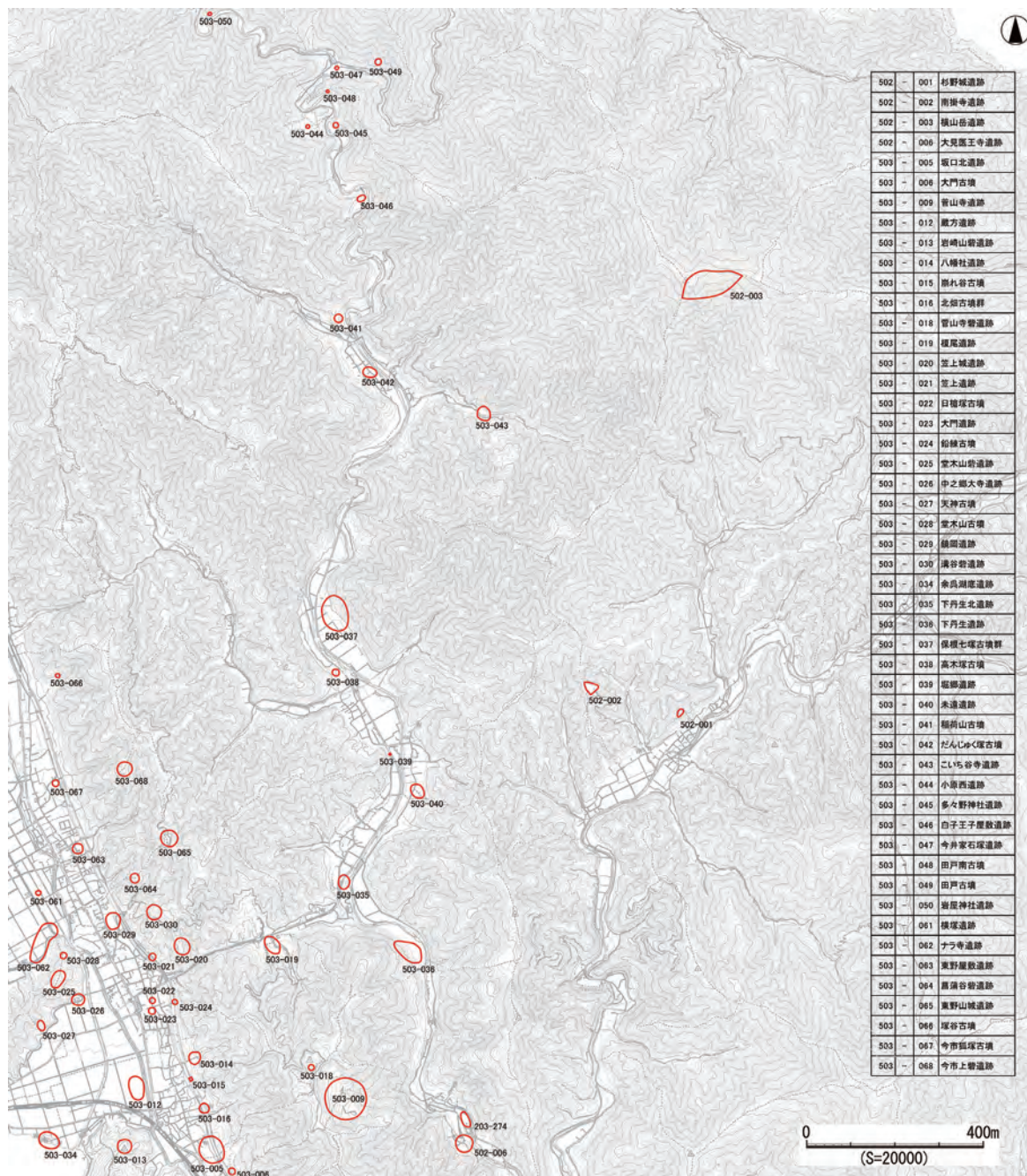


図 2-2-1 丹生谷周辺の遺跡地図 (町別遺跡地図 余呉町 S = 1/20000)

第2項 中世

1. 菅並村の初見史料

菅並村の初見史料は、永和5年（1379）3月28日の室町幕府御教書（地蔵院文書）で、「余呉庄内丹生・菅並両村」とあり、両村が金蓮寺から地蔵院へ伝領されている。この御教書では室町幕府が、近江国守護の六角氏に、確実に菅並村が伝領されるよう、現地において事務手継を行うよう命じている。このように、土地の移動が確実に行われるよう、使者を遣わして執行することを「遵行」と呼ぶ。

当御教書は、菅並村の初見史料であるが、すでに南北朝期には集落としての菅並村が成立していたことが読み取れる。

2. 横山三太夫家文書から知られること

上記の文書以外、中世において庄園内の村落としての菅並村の伝領に関する文書は存在しないが、地元に残った横山三太夫文書に中世文書が若干含まれるので、それによって菅並村の中世について考えてみる。同文書中の中世文書は、目録の通り 18 通である（表 2-2-1）がこの内、中世菅並の生活や村落景観を知ることができる文書について次に解説する。

目録1の文書は、応永5年(1398)10月20日、
菅並西村の是正名の「道けん」が、村内の「土

田」にあった3畝の「畠田」を、2貫文余で売却したことを示すものである。菅並村の中に、村中の区域として「西村」が存在したこと、売却人の「道けん」が「是正名」に所属しており、他の余呉庄内と同様に「名」が存在したことが分かる。

ここでの「名」は、他の余呉庄の事例からして、年貢収取単位と考えられ、地名ではなく村内外にわたって散在していたものと見られる。他方、「畠田」は「山田」にあったと四至に見えており、やはり村内の小字も成立していたことが分かる。「畠田」は直近に畠から田地に地目転換した所と見られ、室町時代に菅並村において畠地の田地化が行われていたことを読み取れる。

目録2の文書は、永享6年（1434）3月16日、菅並西村の衛門二郎が、2畝の屋敷地を、「西野」の「岡村との」に、2貫500文で売却したものである。この土地がある小字は、西



图 2-2-2 菅並集落小字图

通番	日誌番号	元号	年	西暦	月	日	文書名	値段	差出	受取
1	1	応永	05	1398	10	20	是正名道けん山田売券	1通	すかなみの西村 是正名 道けん（花押）	—
2	2	永享	06	1434	03	16	菅並村衛門二郎屋敷売券	1通	すかなみの西村のゑんきやゑもん二郎（略押）	西野の岡村との
3	3	文安	01	1446	03	03	菅並村衛門二郎杉売券	1通	すかなみの衛門二郎	岩市女
4	16	文安	01	1446	06	19	神主又四郎山杉売券	1通	又四郎神主（略押）	三郎太夫
5	4	寛正	02	1461	12	08	菅並村とら女田地売券	1通	すかなみのとら女	—
6	17	寛正	02	1461	99	99	与も四郎山・田畑・屋敷譲状	1通	与も四郎（略押）、口入 孫五郎（略押）	与も大夫
7	32	長享	02	1488	05	13	菅並二郎大夫畠売券	1通	すかなみの二郎大夫（略押）	ちふ大夫
8	5	延徳	02	1490	08	03	清大夫下地売券	1通	売主 清大夫（略押）	実三郎
9	6	永正	17	1520	09	20	横山宗満下地売券	1通	横山三郎左衛門尉宗満（花押）	—
10	7	大永	05	1525	06	05	下丹生村正眼畠売券	1通	下丹生 正眼（略押）	南坊
11	39	享禄	02	1529	03	99	菅並三郎衛門下地売券	1通	菅並ノ三郎衛門（略押）	南之坊
12	33	享禄	04	1531	04	99	下丹生性賢下地売券	1通	性賢（略押）	南之坊
13	8	永禄	03	1560	03	06	菅並村六人のおとな衆政所屋敷売券	1通	菅並村おとな 弥大夫 外5人	衛門尉四郎
14	58	永禄	03	1560	99	99	男子兄弟田地二つ割之儀二付覚書	1通	佐近衛門	御役人衆御頭 白崎源太夫
15	18	永禄	08	1565	03	99	宗重田地売券	1通	宗重	三位
16	9	文禄	01	1592	02	11	菅並村兵三郎別分山買状	1通	すかなミ村 兵三郎（略押）	同村 四郎右衛門
17	34	文禄	01	1592	03	15	菅並村兵九郎等山売券	1通	すかなミ村 兵九郎（略押）外3人	四郎右衛門
18	40	文禄	01	1592	11	20	すな上村右衛門大郎売券	1通	すな上村 右衛門大郎（略押）	四郎右衛門

表 2-2-1 【編年】近江国伊香郡菅並村横山三太夫家文書（中世分）目録

村の中の「ゑんきやう」であるが、是正名に結ばれていたようである。公事米は「おや名（親名）」にありとしているので、この地域で室町時代に慣行的に行われていた「抜地」であることが分かる。本来は、この地には公事銭がかかるが、それは「おや名」に残し、この2畝には「おや名」から独立（抜地）させて、公事銭がかからないようにして売買が行われているのである。なお、後述する桑代が課税される地であったことが分かる。

目録3の文書は、文安元年（1444）3月3日に、菅並村の衛門二郎が、「本願なか谷口いつきの木」の北方の杉の木を「岩市女」に譲り渡したことを示す証文である。その周辺の土地も含めてであるが、杉の木1本のみの売券というのは珍しい。背景に林業（木材の売買）の発達を見るべきなのか、何か信仰的な巨木信仰（野神など）であるのかは不明である。

目録4の文書は、文安元年（1444）6月19日に、神主の又四郎が、山杉を銭400文で三郎太夫に売却したことを示す文書である。山の場所は、「まとはの上の山」、「こしまゑ畠」で、そこに成長した杉が売買の対象と読める。山の売券は他村でもよく見るが、当売券は杉の木を売買していると見られ、非常に珍しい。このことから、室町中期の段階で、菅並村では林業が成立していた可能性が高い。

目録5の文書は、寛正2年（1461）12月8日に、菅並村の「とら女」が、山中の田地を後藤四郎に、銭450文で売却したことを示す証文。売却地の地字は「上寺谷口」の北であるが、恒末名と是正名に結ばれていたとある。複数の「名」に跨る事実からは、「名」地名ではなく、年貢の収取単位であることが分かる。

目録6の文書は、寛正2年（1461）に、「与も四郎」が「与も太郎（左近右衛門）」に対して、山と田畑、それに屋敷の合計7筆を譲り渡した文書である。それぞれの小字は、「下細谷」・「北海道」などである。「細谷」は現在、摺墨集落の小字として見え、「北海道」は菅並集落の小字として残る。「畠」でなく「畑」と記されているのは、山地での焼畑を指す可能性がある。

目録7の文書は、長享2年（1488）5月13日に、菅並村の二郎大夫が、「ちふ大夫」に対

して、畠を売却したことを示す文書である。この畠には、「桑代」が付加されていたことが知られ、室町時代からの菅並村における桑生産が確認できる。同時に、養蚕業が行われていたとも考えられる。

目録9の文書は、永正17年（1520）9月20日に、横山三郎左衛門尉宗満が、菅並村の阿弥陀堂の上の畠と推定できる地を売却したものである。この2畠の土地も、是正名に結ばれており、加地子300文を地主に支払うことになっていた。

差出人の横山宗満は、姓を持ち、漢字2字の実名があり、かつ花押をすえていることから、菅並村の地侍と見られる。菅並村においても、戦国期に浅井氏の家臣となるような地侍の成長があったことを示し興味深い。ただし、残念ながら村落と地侍の関係を推し測ることができる史料は残っていない。

目録11の文書は、享禄2年（1529）3月に、菅並村の三郎衛門が、2畠の土地を南之坊に売却したことを示す文書である。加地子（内徳）が2斗4升かかる土地であった。菅並村が、余呉庄の内丹生郷に属するという四至の記述は興味深い。余呉庄は高時川沿いの丹生郷と、余呉川沿いの片岡郷に分かれるという認識を示すものであろう。余呉川沿いの片岡郷南方にある「中之郷」の地名は、丹生郷と片岡郷に挟まれた「中之郷」の意味であろうか。

目録12の文書は、享禄4年（1531）4月に、下丹生村の性賢が、菅並村内の土地を、前号と同じく南之坊に、米1石で売却したことを示す文書である。加地子（内徳）が2斗かかる土地であった。菅並村が、余呉庄の内丹生郷に属するという四至の記述は、前号同様に興味深い。下丹生村の住民が、菅並村内に土地を所有していたこと、高時川を大川と言っていること、そして、桑代も課税されている点は注目すべきである。桑の生産は、室町時代から丹生郷における養蚕・製糸業の展開を指摘できる。

目録13の文書は、永禄3年（1560）3月6日に、菅並村の「六人のおとな衆」が、政所屋敷を5斗3升10合で、衛門四郎に売却した証文である。「六人のおとな衆」は署名している6人であるが、菅並村に惣村があり、その指導者を「おとな衆」と呼んでいたことが分かる。さらに政所屋敷を売っている。この政所屋敷は、庄園領主の事務所と見られ、あるいは庄園による支配体制の崩壊を意味しているのかもしれない。

目録15の文書は、永禄8年（1565）3月に、宗重が三位殿へ、1貫500文で田地を売却したことを示す文書である。田地の場所は、菅並集落東の山間部である小字「小市」で、かなり奥まった山間部においても田地があったことが知られる。四至を見ると、上＝山、下＝河、北＝田、南＝石垣と分かり、山際に近くで棚田状になった耕地の一部と推定される。

目録18の文書は、文禄（分六）元年（1592）11月20日、菅並（すな上）村の右衛門大郎が、「やけ谷口」の山を米3斗で、同村の四郎右衛門に売却したことを示す文書。山の売買があることから、すでに林業が行われていた可能性を指摘できる。なお、「すな上村」は「菅並村」を指すと見られるが、「菅並村」は「すなかみむら」と発音していた可能性がある。

3. 中世の菅並村

菅並村の初見は永和5年（1379）であるから、すでに南北朝期には、江戸時代から近代へ続く集落が形成されていたと見られる。その他、地元に残った売券・譲状等から、他の余呉庄の地域と同様に、年貢収取単位としての「名」が室町中期に至るまで存続したことを確認できる。また、菅並村は丹生郷の一村落として認識されており、「すなかみむら」と読んでいた可能性を指摘した。

目録13の文書で村の乙名が、政所屋敷を売却している事実は、当地の庄園制を考える場合、非常に重要である。戦国時代の永禄3年（1560）に至ると、当地の庄園領主の事務所である政所が不要になり、売却に至ったことを示す。中央の寺社・貴族らが、代官を派遣、あるいは地元で委任し、大土地所有を行う庄園制が崩壊したことを示している。逆に言えば、戦国時代までは庄園領主が、現地を支配するための政所を村内に設置していたことになる。その代官としては、目録9の文書に登場する横山三郎左衛門尉宗満などの地侍が想定できる。

全般に桑への課税がなされているので、室町時代から桑生産や養蚕業が、菅並村で行われていたと見られる。他に、目録3などのように木1本が譲与や売却の対象となっている事実から、材木を売買する林業の成立も室町時代に確認できる。目録16のように山が売買などの対象になっている点は、薪炭の供給場所としての価値か、林業（材木の売買）上の価値かは、何とも言い難いが、後者の成立も想定されるだろう。さらに、山間部にも田地があったことや、畠地の田地化が進んでいたことも注目すべきだろう。

第3項 近世

1. 支配の変遷

慶長5年（1600）の関ヶ原合戦以後、近江国内から豊臣系領主が廃され、徳川家のもとで新たな領主が配置された。菅並村周辺では、慶長7年（1602）に検地が行われたことがわかっており、菅並村にも及んだと考えられる。しかし、検地帳は、奥川並村・針川村・鷺見村・上丹生村・下丹生村・坂口村・八戸村などには現存するものの、菅並村においては現段階で検地帳の存在は確認されていない。

『滋賀県市町村沿革史』によれば、菅並村は元和年間（1615～24）に上丹生村・下丹生村・大見村・椿坂村・東野村・池原村・国安村・天神前・今

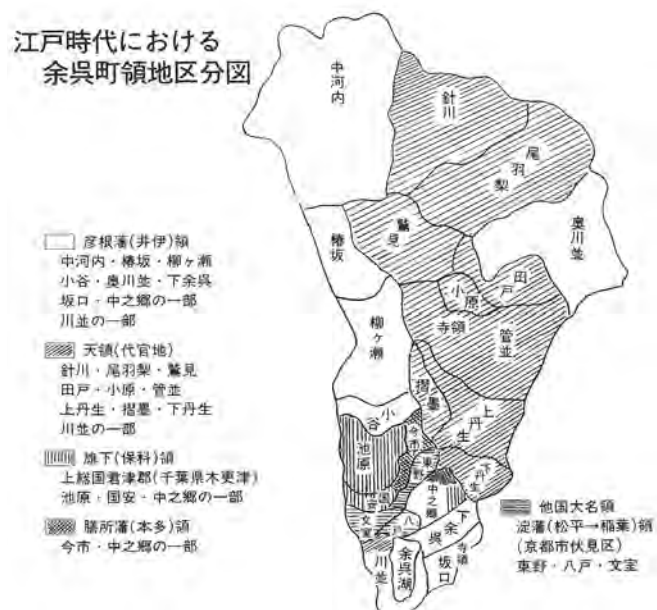


図2-2-3 江戸時代における（旧）余呉町領地区分図（『旧高旧領取調帳』を参考に作成）

市村・新堂村などとともに幕府直轄領とされたとある。「寛永石高帳」では下総古河藩領 142 石余・洞壽院領 30 石であり、二給村落である。古河藩領は、のち元禄 14 年（1701）時点では旗本土屋氏の知行所となっていた。その後、いずれかの段階で幕府直轄領となり、明治維新を迎える。洞壽院領は、2 代将軍徳川秀忠が朱印地としたものとされ、幕末まで継続する。幕末・明治初頭の旧村高・旧領主等の情報を記す『旧高旧領取調帳』には、前者が大津県支配所として 152 石 3 斗 6 升 3 合、後者が洞壽院領として 30 石とある。

菅並村は、中世には余呉庄内の一部として地名がみられるが（第 2 章第 2 節第 2 項参照）、近世には丹生川上流の近隣村にあたる針川村・尾羽梨村・鷺見村・奥川並村・田戸村・小原村との関係が密であったようである。安永 9 年（1780）、柴・ひそ（小丸太）・籠木を伐採するために鷺見村・田戸村・菅並村の 3 か村の山へ立ち入らないことを、小原村の村人が取り決めているという。また、天保の飢饉のただ中にあたる天保 7 年（1836）には、菅並村をはじめとする小原村・田戸村・鷺見村・尾羽梨村・針川村の計 6 か村が、連合して窮状を訴えている。この時、菅並村は 6 か村の「惣代」であった。ただ、菅並村に残る古文書は、近・現代を中心とする菅並自治会文書と、横山三太夫家文書など個人蔵のものに限られ、近世における他村との関係を示す史料がほとんど見当たらない。唯一、天保 9 年（1838）の「酉年小入用帳」に、村入用の費目として「拾八ヶ村割合当り銀」、「九ヶ村割合当り銀」、「谷三ヶ村割合当り銀」とあり、18 か村、9 か村、3 か村という枠組みで何らかの費用負担をしていたことはわかる。各々の費目および構成村落については不明である。

2. 村内の階層と集落

前述の天保 9 年（1838）「酉年小入用帳」には、家数に関する記載がある。

家数 65 軒	内	本役 51 軒、	半役 9 軒、	四半役 5 軒
寺領 16 軒	内	本役 14 軒、		四半役 2 軒

村内には計 81 軒の家があり、その内訳は大きく 2 つに分けられている。家数 65 軒からなるグループと、「寺領」16 軒のグループである。「寺領」とあるのは、洞壽院に属する百姓たちのことを指すと考えられる。そうだとすると 65 軒のグループは、幕府直轄領の百姓たちということになる。この「酉年小入用帳」は、名称通り村の入用銀に関する帳簿であるが、末尾に署名・押印するのは、村役人を含めた 65 名である。これらが「寺領」百姓を除いた 65 戸の当主にあたり、村人は「寺領」とそれ以外とに分けられていたことがわかる。

また、幕府直轄領、洞壽院領ともに、村人には、「本役・半役・四半役」という階層があったことがわかる。その基準は明確ではないが、「1 : 0.5 : 0.25」の比率で夫役（人別に賦課される労役奉仕）が設定されていたのであろう。

こうした階層以外に、村政上の階層もみられた。菅並村では、18 世紀初頭の享保 6 年（1721）7 月に生じた争論によって、村内に「諸頭仲間」が存在したことがわかる。「諸頭」は一般に「もろと」と読み、いわゆる宮座に列席する資格をもつ家を指すと考えられる。この争論では、吉右衛門という人物が諸頭仲間への加入を希望したが、諸頭仲間によって「筋目」

がないという理由で断られたことが発端となっている。吉右衛門は、「寺百姓」であると記されており、洞壽院所属の村人が諸頭に加えることが不可能であったことを示している。近江国内の近世村落は、1村が複数領主によって支配される相給村落が数多く見られ、村人の各領主への配属はくじ引きなどで決定される事例もあり、地域によっては柔軟性があったと考えられる。しかし、本争論における吉右衛門の扱いを鑑みるに、洞壽院付きの百姓は固定された家筋であったことが想定される。

この時、「諸頭」として連判している者は、図2-2-4の通りである。この記載は、史料上の配列通りである。上から順に、冒頭の「左五右衛門」の右肩には「左上」、続く「長太夫」の右肩には「右上」、さらに「権平」には「中」と記されており、宮座の内部の座を示していると思われる。弥市以下が、それぞれの所属集団を示す配置になっているのか、今は検討すべき史料がないが、15名（重複している長太夫を同一人物と想定した場合）が諸頭仲間であることを示していよう。

この争論は、同年9月に済口となるが、その済口状の諸条文を見ると、争論の発端は吉右衛門の諸頭入り問題でありながら、庄屋給の負担問題など村方と諸頭との争論に発展していたことが分かる。済口状の署名者は以下の通りである。

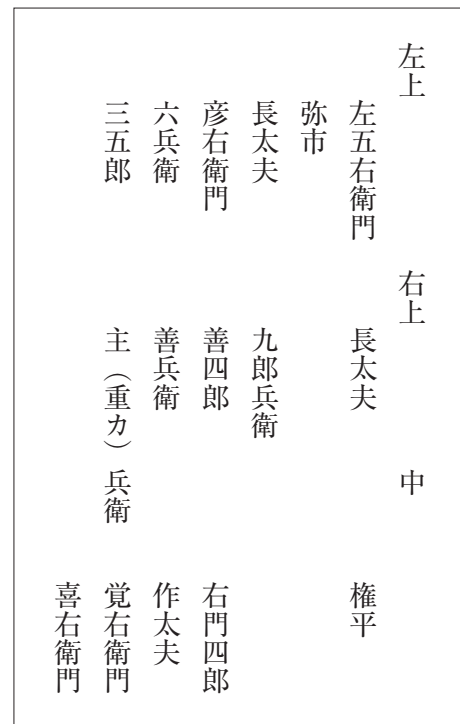


図2-2-4 享保6年(1721)の菅並村諸頭

庄屋	次右衛門	肝煎	半介	同断	又市		
弥兵衛	久左	伝右衛門	七兵衛	伝介	三右衛門	清次郎	忠三郎
太三郎	長四郎	仁兵衛	<u>善兵衛</u>	惣吉	半兵衛	惣兵衛	十三郎
<u>弥市</u>	八郎兵衛	弥十郎	<u>善四郎</u>	庄左衛門	孫介	<u>左五右衛門</u>	
<u>長太夫</u>	次兵衛	又六	<u>九郎兵衛</u>	七	権之介	作内	三郎左衛門
中右衛門	左右衛門	与三郎	権十郎	作蔵	蔵之介	権四郎	
惣次郎	源次	右衛門次郎	孫八	<u>覚右衛門</u>	千太郎	五郎右衛門	
<u>権平</u>	長介	作右衛門	<u>吉右衛門</u>	作十郎後家	六介	介市	介次郎
介作	右衛門太夫	<u>彦右衛門</u>	九兵衛	八蔵	巳之介	五兵衛	
庄兵衛	平兵衛	伝三郎	五郎左衛門	虎之介	源太夫	介太郎	
市兵衛	<u>喜右衛門</u>	次左衛門					

前掲史料にみえる諸頭数名の名が見えないが、波線で示したように「吉右衛門」が含まれ

るので、計 73 人は寺百姓も含めた当時の恐らく全戸の戸主なのであろう。なお、実線を付した人名は、前掲の諸頭と一致する者である。「諸頭」は村内のごく一部の村人で構成されていたのである。

もう 1 つ、村内階層について興味深い事例がある。享保 11 年（1726）、256 匁の未進銀に指し詰まった左右衛門が、長太夫に屋敷を売却する証文が残されている。未進のために屋敷を売却したわけだが、その際、「以後家頼ニ罷成」ことで、未進銀を相殺されたという。「家頼」は「家来」のことであろう。屋敷地の売買に伴い、村人間に主従関係が発生しているのである。現存する売券には、このような村内身分に関わる記述をもつものは他にはなく、特異で興味深い事例である。

3. 近世の生業

天保の飢饉のただ中にあたる天保 7 年（1836）、菅並村に加え、小原村・田戸村・鷺見村・尾羽梨村・針川村は、自らの村況について、

右村々之儀者、極山中山□（峨カ）之土地ニ而年中買飯米之村々ニ而炭・柴・薪木を拵へ五、七里宛も負運び細々渡世罷有候処、

と述べている。6 か村は、飯米を購入せざるをえず、炭や柴、薪といった山の産品に依存しなければならない村という主張である。丹生谷は湖北地域の炭生産の中心地であり、小原村・田戸村・鷺見村・尾羽梨村・針川村の 5 か村は、天正年間（1573～92）から炭料を上丹生村へ納めることとなっていた。菅並村でも、横山三太夫家文書中に近世初頭からの山売券がみられるが、用途は不明であり、菅並村の山の産品への強い依存度を示す近世史料は、近世以降まで確認できていない。

菅並村は、小原村等と異なり、丹生谷の入口に立地しており、小原村 15 石余、田戸村 7 石余、奥川並村 11 石余、鷺見村 9 石余、尾羽梨村 14 石余の村高に対して、172 石余の村高をもつ。恐らく、これら 5 か村ほど山の産品に傾斜していたとは考えがたい。近世段階の集落景観を示す絵図は確認できていないが、高時川を挟んでムラ・ノラ・ヤマといった同心円状の村落景観を呈する菅並村の現状（第 3 章第 6 節参照）を考えると、丹生谷奥の諸村とは、生業のあり方が異なっていたと考える方が適当と考える。

ただ、菅並自治会文書中に、「阿弥陀組中」の作成による天保 14 年（1843）「炭山毛伐売年限控帳」が残されており、近世後期には炭生産に関与していたことがわかる。

掟

一、炭山毛代年賦を以て売渡し候ニ付いてわ、後日為此帳仕立置き候者なり

天保十四年卯年

阿弥陀組

天保14年(1843)に、阿弥陀組が炭山の立木を年賦売買しているのである。この年の阿弥陀組の構成員は、

組頭 次郎三郎

組下 作太夫・彦太夫・惣六・三太夫・善左衛門・孫兵衛・又右衛門・長右衛門・
三右衛門・幸治郎・与も太夫

である。12名から構成される「阿弥陀組」は、「炭山」を所持しており、この炭山の立木の刈り取り権を年季売買しているのである。「毛代」とあるので、売買対象はあくまでも立木であって山そのものではない。

阿弥陀組は、上記の「掟」を定めた天保14年(1843)には、25年季で「字小市 足谷」を「善四郎」に売却している。この年季があけた慶応4年(1868)には、「字小市ノ内 足谷」を30年季で「五郎太夫」へ、また、同年には「字小市内 宇登谷」を30年季で「與茂太郎」へ、「字元ノ尻」を20年季で「與茂太郎」に売却している。売却先の人名に地名等の肩書が見られないことから考えると、売得主である「善四郎」「五郎太夫」「與茂太郎」は菅並村の村人であろう。帳簿の記載は、明治以降も続いており、「字小市之内 悪(足)谷」については、年季明けまで4年を残した明治26年(1893)10月19日に、「谷井藤市」に売却されている。

上記の例は、阿弥陀組が山を所持していたことを示しているが、菅並村は村としても山を所持していた。

毛代売渡し申山之事

一、合山壺ヶ所 但、有所者妙理谷之内足谷也、境ハ角兵衛山境也

右件之山、村方要用ニ付、則代銀壺貫八百匁二年者当戌年より八拾ヶ年限ニ売渡し申
処実正明白也、然上者年之内何角ト違乱煩申間敷候、為後日一札仍而如件

天保九年戌三月日

売主 庄屋 作太夫(印)

年寄 六兵衛(印)

同断 四郎右衛門(印)

惣代 長太夫(印)

三太夫殿

この売券は、「村方」の要用で「毛代」が売却された際に作成されたものである。山の所持者は、村方であるため、「売主」として村役人連中が署名している。注目すべきは、80年という長期におよぶ売却期間である。売得主である三太夫がどのように立毛を利用したかは不明であるが、炭山としてこの山を利用した可能性は高い。

また、幕末期に製炭が盛んに行われていた可能性は、文久2年(1862)の彦根藩による史

料からもうかがえる。この年、彦根藩は湖北地域における木炭の生産について調査を行っており、そのなかに、奥川並村・菅並村・鷺見村・田戸村・小原村・上丹生村・下丹生村・摺墨村の8か村で、大凡6万俵の年間生産高があったとしている。このうち3万俵が彦根城下へ、残りの3万俵が近在村へ売りさばかれているという。生産の中心は丹生谷の奥の村々であったと思われるが、後述するように、近代の菅並村の生業のあり方を考えると、この頃には菅並村においても製炭業が盛んであったと考えてよさそうである。

この他に山との関係では、横山三太夫家が近世後期に彦根藩の御用炭問屋を務めていたことを示す史料がある。また、横山三太夫家は木地師支配にも関与していたようで、世話方として尾羽梨村の木地師と筒井公文所との間をとりもっている。

第4項 近現代

1. 行政区の変遷

明治4年(1871)の廃藩置県後、菅並村は大津県の管轄下に入った。翌5年(1872)の滋賀県への統一にともなう区制施行時には、伊香郡は8区に分割された。このとき、菅並村とともに田戸村・小原村・奥川並村・針川村・尾羽梨村・鷺見村・上丹生村・下丹生村・中之郷村・摺墨村とが伊香郡第3区に編成された。明治11年(1878)の記録である『滋賀県物産誌』には、当時の菅並村の人口は290名、戸数が79軒と記されている。戸数は近世後期からほぼ変化していない。

明治18年(1885)には聯合戸長役場制度によって、菅並村の洞壽院に10か村の戸長役場が置かれた。その後、明治21年(1888)の町村制に基づく町村合併によって、明治22年(1889)に戸長役場が廃された。当時の郡長によれば、菅並村他9か村(上丹生村・下丹生村・摺墨村・菅並村・小原村・田戸村・奥川並村・鷺見村・尾羽梨村・針川村)は、いずれも戸数が15戸～100戸であり、山間地に僻在しているため、独自に村治をたてることが到底できないという見立てであった。このとき、10か村は、古来の郷名である「丹生谷」の名をとって新村を丹生村と命名することとなる。

明治22年に上丹生村に丹生村役場が置かれるまで、菅並集落はこの地域の中心地であったといえる。そのため、教育施設も早い段階で設置された。まず、明治7年(1874)6月に村内第3番屋敷にあった桂林庵を仮校舎として九切学校を設立している。のち、明治19年(1886)に上丹生村に本校舎がおかれた際には、菅並集落に分教場がおかれ、翌20年(1887)には新たに第10学区簡易科菅並分教場が設置された。明治23年(1890)、菅並尋常小学校となる。

その後、丹生村は昭和29年(1954)に合併のうえ余呉村となり、さらに、昭和46年(1971)

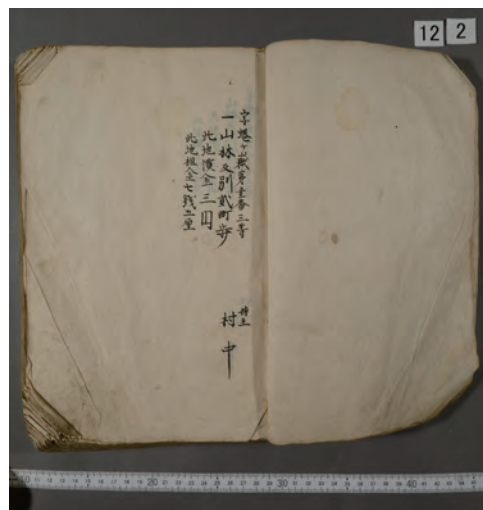


写真 2-2-1 「土地台帳」中の「持主 村中」の記載(字蜷ヶ嶽)

には余呉町となった。平成22年（2010）の市町村合併後は長浜市となり、菅並集落は長浜市余呉町菅並となった。

2. 村有財産としての山

明治期以降の生業については、第3章第6節に詳述されるため、ここでは、幕末以降に菅並村の生業として重要度を高めた山の生業について言及する。前節で、近世後期に阿弥陀組や村が炭山の立毛を年季売買している事例を紹介したが、菅並村は田・畑や原野・山林など、多くの土地を村で所持していた。明治21年（1888）の「土地台帳」には、多くの「村中」持ちの記載がみられる（写真2-2-1）。このような村有地の一部は、大正10年（1921）に村会の決議を経て菅並集落の個人に売却されている（写真2-2-2）。

ただ、全ての村有地を売却したのではなく、一部にとどまったようである。村有にとどまった山林は、近世と同様に立毛が売買され、その金額は菅並区長が管理している。菅並自治

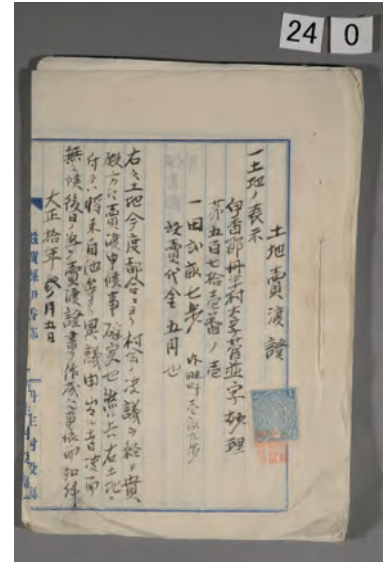


写真2-2-2 村有地の売却証

会文書中には、「炭山毛代売代金徴収帳」という表題をもつ帳簿が大正12年（1923）から昭和期まで残るが、おそらくはそれ以前にも同様のことが行われ、区費に算入されていたと考えられる。昭和2年（1927）には、対象となる山林として、「字妙理南堂谷」、「字白谷小桑木谷・檜ヶ洞」、「字下荒谷」がみられる。

炭山の毛代以外にも、村有山林の産物が、伐木の際に入札対象となっている。昭和9年（1934）には、「観世音」の大樺1本、「六所神社」の杉5本、「字蜷ヶ岳（嶽）」の樺2本が入札にかけられる際の規定書が、区長の名で作成されている。

時代はくだって昭和30年（1955）の「農業集落調査」によれば、菅並集落は「自営製薪炭山村（農業は零細規模）」であったという。また、当該期の区有林のうち薪炭林が30ha、



写真2-2-3 「字妙理」「字白谷」「字荒谷」「字蜷ヶ岳（嶽）」の位置（余呉支所蔵）

共有林のうち薪炭林が735ha、用材林が2haであった。ここでいう区有林とは、区民に入札で払い下げ、村事業の経費や維持費などに充当するものである。共有林は区有林に準じ、奥地以外の所では各個人に分割管理せしめ、造林や薪炭林に利用するものである。菅並集落では、区有林である薪炭林の立毛刈取権を入札にかけ、その収入を村財政に組み込んでいたことは前述の通りである。伐木売却の規定書も、菅並自治会文書中には昭和42年（1967）までみられ、山にかかわる収入が、近世以来、長期間にわたって区の財源の一部となってきたことがうかがえる。

第5項 災害史

1. 近世の災害

一旦形成された景観が、何らかの改変を受ける時、その理由はいくつか考えられる。災害もその要素の1つであろう。茅葺の民家集落である菅並村で景観に大きな影響を与えたと考えられる最大の災害は火災であるが、民家に関しては、近世の記録が残っていない。

現在の菅並集落を毎冬悩ます積雪も、建造物に影響を及ぼしたと考えられる。村内の洞壽院には、享保16年（1731）12月に、朽敗していた洞壽院境内の白山権現社が「大雪」によって潰れ、翌年に再建されたことが記される棟札の写が現存する（写真2-2-4）。同様に、洞壽院境内の稲荷大明神の霊廟も享保17年（1732）再建で、これも老朽化のうえ大雪が原因と別の棟札に記される。同じく享保16年の雪害なのであろう。民家への影響は記録にないが、茅葺屋根への影響はあったと想定される。

天保7年（1836）も大雪が降り、凶作対策として食していた「木之実・草之根・糠之類」が雪中に埋もれているという悲嘆がみられる。また、横山三太夫文書には、弘化4年（1848）に、年間100日にも及ぶ積雪があったことが記され、豪雪地帯の姿をうかがうことができる。

水害も景観の改変に大きな影響を与えただろう。菅並村を通る道は、高時川に沿っており、奥余呉に向かう場合は、高時川を渡る必要がある。現在は字中川原に「中川原橋」が架けられ、近世の渡河地点も、「中川原」であった。この橋については、元文元年（1736）以降の架け替えの情報がある。この橋は「丸太」を材料として、「板橋」として架けられていた。当初は長さ8間（約14.5m）であった橋は、18世紀半ば以降に14間（約25.5m）の長さになっていることがわかる。いずれの建材の経費も領主である旗本土屋氏が負担しており、この橋が重要な橋であるという位置づけがなされていることがわかる。架け替え

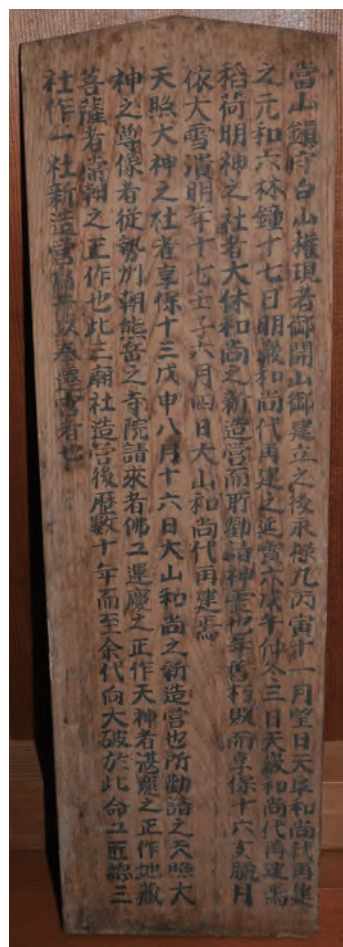


写真2-2-4 大雪の情報がみられる棟札（写）

の契機は、木造ゆえの老朽化も考えられるが、高時川の氾濫も要因の1つであろう。『滋賀県物産誌』には、「天保年度高時川暴漲シ田地不毛ト為リ、之レカ為メ一村大ニ疲弊ニ陥リタチ、然レトモ爾来漸ク勉強シテ荒地ヲ開キ旧ニ復スルヲ得タリ」とあるが、橋についての言及はない。ただ、18世紀中には、元文元年（1736）、宝暦元年（1751）、宝暦13年（1763）、明和6年（1769）、天明2年（1782）、天明7年（1789）の架け替え履歴がある。間隔が数年しかないような場合は、高時川の氾濫が原因であったのかもしれない。

2. 近代以降の災害

菅並集落で、懸念される災害は夏の風水害、冬の雪害である。風水害においては、高時川の増水が原因によるものが多く、昭和34年（1959）9月26日の伊勢湾台風による被害が最も大きい。また近年では、令和3年（2022）8月4日、高時川の増水により菅並集落は一時孤立し、家屋の床上・床下浸水、道路の崩壊などの被害があった。

雪害においては、旧余呉町域が特別豪雪地帯に指定されている地域であり、積雪量は毎年多い状況であることから、長年、菅並集落を含む旧余呉町域の山間部での悩みでもあった。

菅並集落を含む丹生村での雪害の記録は、『余呉町誌』によると、

- ・大正11年（1922）2月11日においては、山地の積雪が融解、高時川、余呉川などで増水。旧高月町で決壊し浸水。
- ・大正14年（1925）1月29日においては、県下全般に着色の雪が降る。片岡村では全土茶褐色を呈し、一升の降雪中から約5勺（0.09ℓ）の泥土を得たという。
- ・昭和6年（1931）12月13日においては、猛吹雪で交通途絶、電話不通、丹生村で1名凍死。
- ・昭和9年（1934）1月においては、十数年来の大雪で、伊香郡で雪崩のため死者1名、行方不明者2名、家屋3戸埋没、工場1棟全壊。
- ・昭和11年（1936）1月、2月においては、近年まれにみる大雪で、中河内の最大積雪深が1月に490cm、2月に560cm、3月に565cmであった。この雪により山林、農作物、家屋などに甚大な被害が出ている。
- ・昭和24年（1949）1月9日から10日にかけて、伊香郡一帯にわたって電柱が倒壊し、断線した。
- ・昭和38年（1963）1月においては、記録的な豪雪で、異常な低温であった。菅並集落を含む11集落が長期間にわたって孤立した。家屋や施設の倒損壊が多かった。

中河内では2月1日には、積雪が4mに達し、家々が雪に覆われてしまい、余呉型民家の屋根の起伏がわずかに見える程度だったという。鉄道も休止となっている。

- ・昭和43年（1968）1月31日から2月1日にかけて、伊香郡の山間部で積雪が200cmを越え、一部交通が途絶した。2月11日には、中河内周辺で雪崩が発生し、川幅6mもある高時川の上流を堰き止め、高時川沿いの住家が床上・床下浸水や、半倒壊、負傷者

が出るなどの被害が出ている。

- ・昭和 45 年（1970）11 月 30 日から 12 月 1 日にかけて大雪で、国鉄バスなどの運休により小学校などが休校した。
- ・昭和 49 年（1974）2 月 10 日から 12 日にかけて、大雪で積雪は柳ヶ瀬で 180cm となり、余呉町内の 171.5ha の人工林に被害あり。
- ・昭和 50 年（1975）1 月 12 日から 13 日にかけて、柳ヶ瀬で積雪 180cm の大雪で、住家に一部破損の被害などが出ている。
- ・昭和 52 年（1977）2 月は、寒気団が居座り、柳ヶ瀬で 250cm の積雪で旧余呉町内で負傷者が出て、住家の一部破損や、桑園に病害が発生した。林地で崩壊のため、林道などにも被害があった。
- ・昭和 55 年（1980）12 月 29 日から昭和 56 年（1981）1 月 23 日にかけて、年末から雪が降り続き、大雪となる。柳ヶ瀬の積雪は 1 月 11 日に 200cm を超え、15・16 日には、350cm を記録した。1 月 11 日に余呉町役場に豪雪対策本部が設置された。菅並集落など一部集落は孤立した。自衛隊による救急患者輸送が中河内で行われ、緊急物資輸送が中河内および鷺見集落で行われた。県や市町の職員などが多数派遣され、除雪作業を支援した。旧余呉町内での被害は大きく、被害額は 6 億 8 千万円に達した。
- ・昭和 59 年（1984）1 月 16 日から 2 月 10 日にかけて、強い冬型気圧配置が持続し、寒気団が居座る。余呉町役場に雪害対策本部が設置される。国鉄北陸線が雪で立ち往生し、全面不通となった。一部地域では土蔵が雪の重みで倒壊するなどの被害があった。

過去の記録からも旧余呉町域は、毎年冬は積雪量が多く、雪害対策が必須となっていたことがわかる。